

中国の法曹事情

第一東京弁護士会会員 池内 稚利 *Ikenuchi, Masatoshi*

1 中国の弁護士（律師）及び弁護士制度

中国は、1980年に「弁護士暫定条例」が制定され、文化大革命の混乱から弁護士制度が回復した。その後、1996年には「弁護士法」が制定された。現在、中国には、弁護士が11万人余りおり、毎年約5000人ずつ増加している。法律事務所は1万余りある。また、約150の外国法律事務所の中国代表処が開設されている。

中国で弁護士資格を取得するには、試験に合格しなければならない。2002年までは、弁護士試験であったが、2003年からは日本と同様の統一法曹資格試験である司法試験が実施されている。

現行の「弁護士法」によれば、弁護士に対する管理は、2種類あり、政府による管理（4条）と律師協会による管理（40条4項）がある。政府による管理は、主に、資格授与、嚴重な懲戒であり、律師協会による管理は、弁護士及び法律事務所の日常管理である。現在、弁護士法の改正作業を行っており、①弁護士という職業の位置付け及び弁護士の地位、②弁護士の管理体制、③弁護士の自治・自律、④弁護士の資格に関する事項が主として検討課題となっている。

2 中華全国律師協会の組織・活動

中華全国律師協会は、1986年7月に成立した団体であり、全国的な弁護士の自律的組織であり、弁護士に対し監督を行っている。中国のすべての弁護士が会員となり、さらに、地方の弁護士会が団体会員となっている。団体会員は、現在31単位会である。中華全国律師協会は、①弁護士の業務上の資質の向上のための研修、②弁護士の職業モラルに関する奨励及び懲戒、③弁護士の権利の保護、④中華全国律師協会としての国内外の交流等の活動を行っている。中華全国律師協会の活動は、以下の部門によって行われている。すなわち、①秘書室、②事務局、③会員部（弁護士に対する奨励・懲戒の制度の制定等を行う）、④福利部（弁護士に対するレクリエーション・保険等を主管する）、⑤研修部（業務・法律知識・倫理に関する研修を主管する）、⑥国際部（国際交流を主管する。これまでも、EU、米国、韓国等と交流している。）、⑦雑誌社（月刊中国律師の発

行、中国律師ネット（<http://www.acla.org.cn/>）及び法律365（<http://www.law365.com.cn/>一般人向けホームページ）の管理を行っている）である。その他、弁護士業務に関する研究、懲戒を行ったり、関係事務処理を行う専門委員会が12委員会ある。例えば、弁護士業務規則委員会、弁護士教育委員会、規律賞罰委員会、女性弁護士業務委員会などである。

3 中華全国律師協会と地方の律師協会の関係

地方の律師協会には、2つのレベルのものがあり、省級レベル（省・自治区・直轄市）の律師協会と市レベル（区を設置している市）の律師協会がある。省級レベルの律師協会は、現在では、自主的に定款を制定することができるが、中華全国律師協会に届出をして批准をうけなければならない。省レベルではおおむね執務弁護士が会長となり、律師協会として弁護士の観点からの協会業務、弁護士の教育・研修・綱紀・懲戒を推進している。

4 継続教育

中国には、体系的な弁護士教育制度がある。各弁護士は、毎年、40時間の研修を義務的に受けなければならない。年度登録検査の時にチェックされる。中華全国律師協会が研修のモデルを作成し、地方の律師協会が実施する。それから、司法試験合格後弁護士登録前の研修があり、これは、以前は政府機関が行っていたが、一昨年には地方の律師協会が行っている。

5 業務規定

中華全国律師協会は、2004年に「弁護士業務執行行為規範（試行）」を制定し、弁護士の活動を規範化させる努力をしている。この規範は、全部で190条もあり、弁護士の業務執行に関し広範に定めている。制定過程で、地方の経済発展の格差に起因する意見の相違が発生した。主に、①利益相反、②成功報酬、③事務所の宣伝広告に関し、議論がなされた。

（本稿は、筆者も参加した2004年11月の日弁連国際交流委員会中国視察報告及び中華全国律師協会のホームページからの情報に基づいている。）